ツキノワグマ人身被害対策教材（トランクキット）貸出要領

（趣旨）

第１条　この要領は、学校等での出前講座やレクリエーション・イベント等における普及啓発活動のために、県が所有する「ツキノワグマ人身被害対策教材（以下、トランクキット）」を無料で貸し出すことについて、必要な事項を定めるものとする。

（貸出しの対象者）

第２条　トランクキットの貸出しの対象者は、会津管内に住所を有する個人又は団体とする。

２　前項以外でも県内にて第１条の目的で利用する個人又は団体に対し、会津地方振興局県民環境部長（以下「許可権者」という。）が必要と認めた場合は、貸出しを行う。

（貸出期間）

第３条　トランクキットの貸出期間は、貸出しを受けた日から起算して、原則１０日以内とする。

ただし、許可権者が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。

（申請等）

第４条　トランクキットの貸し出しを受けようとする者は、ツキノワグマ人身被害防止対策教材（トランクキット）借用申請書（別記様式。以下「申請書」という。）により許可権者に申請するものとする。

２　前項の申請にあたっては、運転免許証その他の本人を確認できる書類を提示するものとする。

　ただし、公的機関及びその職員が業務上の理由から借用する場合は、書類の提示を必要としない。

３　許可権者および申請者は、トランクキットの内容について、チェックシートを用いて確認することとする。

４　許可権者は、第１項の申請の内容を審査し、適当と認めるときは、トランクキットを貸し出すものとする。

（転貸の禁止）

第５条　トランクキットの貸出しを受けた者（以下「借受者」という。）は、そのトランクキットを第三者に転貸してはならない。

２　借受者は、営利目的その他申請書に記載した使用目的以外の目的にトランクキットを使用してはならない。

（借受者の責務）

第６条　貸出期間中のトランクキットの維持管理は、借受者の責任において行われなければならない。

２　借受者は、トランクキットを破損し、汚損し、又は紛失したときは、借受者の負担において原形に復し、又は現品を持って弁償しなければならない。

ただし、許可権者が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

（トランクキットの返納）

第７条　借受者は、トランクキットの使用を終了したときは、速やかに当該トランクキットを返納し、チェックシートに基づき、許可権者の検査を受けなければならない。

（委任）

第８条　この要領に定めるもののほか、トランクキットの貸出しに関し必要な事項は、許可権者が定める。

附則

この要領は、令和７年７月　　日から施行する。